

消 防 予 第 3 6 7 号
平成23年9月29日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」における福祉
部局等との連携に関する調査について（依頼）

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業の実施」については平成23年9月29日付け消防予第366号で通知したところですが、本事業については、無償給付を行う対象者となる者（以下「支援対象者」という。）に対し、申請方法を効果的に周知することが事業を効率的に進める上で不可欠と考えています。

については、支援対象者の特定、当該情報の提供等に関して、各消防本部と市町村福祉部局及び各福祉事務所（以下「福祉部局等」という。）間において、どのような形で連携が可能かを把握するため、別記のとおり調査を実施することとしましたので協力願います。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の消防本部等（消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。）に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁予防課 児玉、石倉

電話：03-5253-7523

E-mail:t2.ishikura@soumu.go.jp

1 調査の目的

本事業を円滑に進めるためには、各支援対象者に対する効率的かつ効果的な周知や普及支援により早期に支援対象者を把握・確定することが必要であると考えています。また、周知や普及支援に係る費用を軽減させることで、多数の機器の無償給付等を行うことができると考えています。

そのためには、行政機関で把握している情報を活用することが必要ですが、その情報についても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）や、各市町村等で定められている個人情報の保護に関する条例等で管理され、今回の事業についても容易に活用できない場合があります。

本調査では周知にどれだけの労力を必要とするかを見積もることで、事業主体に対し、地域に応じた効率の良い周知方法を取るよう指示するとともに、消防庁としても効果的な支援ができるよう検討を図るために行うものです。

2 調査事項

福祉部局等において把握している支援対象者の条件ア及びイに該当する者を、以下の (1) から (3) までのいずれの手段で把握できるかを、福祉部局等と具体的に調整した上で、別添 1 1 (1) ①～⑦のどのパターンになるかを回答願います。

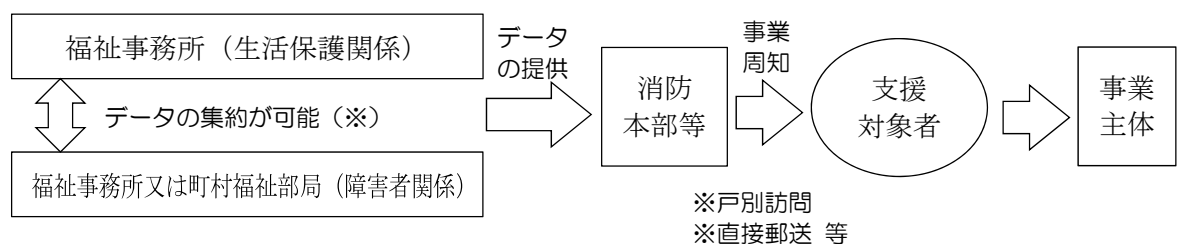
- ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者（昭和 29 年社発第 382 号厚生省社会局長通知により扶助を受けている外国人を含む。）（申請中の者を含む。）であること。
- イ アの者が世帯主となる世帯の構成員（アの者と生計を一にする者をいう。）に、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳（聴覚障害に限る。）を所持する身体障害者（申請中の者を含む。）が含まれること。

(1) Aタイプ

福祉部局等は、保有する情報から、ア及びイのいずれにも該当する者のデータの把握、集約を行い、集約後のデータを消防本部等へ提供する。

消防本部等は、戸別訪問や関係書類の郵送等により支援対象に対する事業周知を行う。

※データの集約作業を福祉部局等で行うか、消防本部等で行うかは問わない。

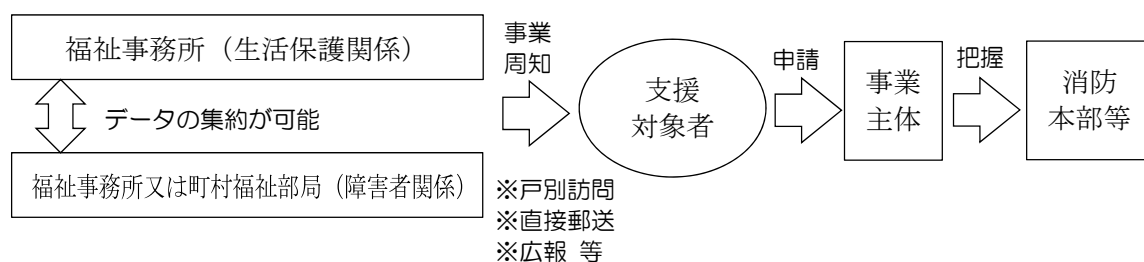


(2) Bタイプ

福祉部局等は、保有する情報から、消防庁の定めるア及びイのいずれにも該当する者のデータの把握、集約を行う。

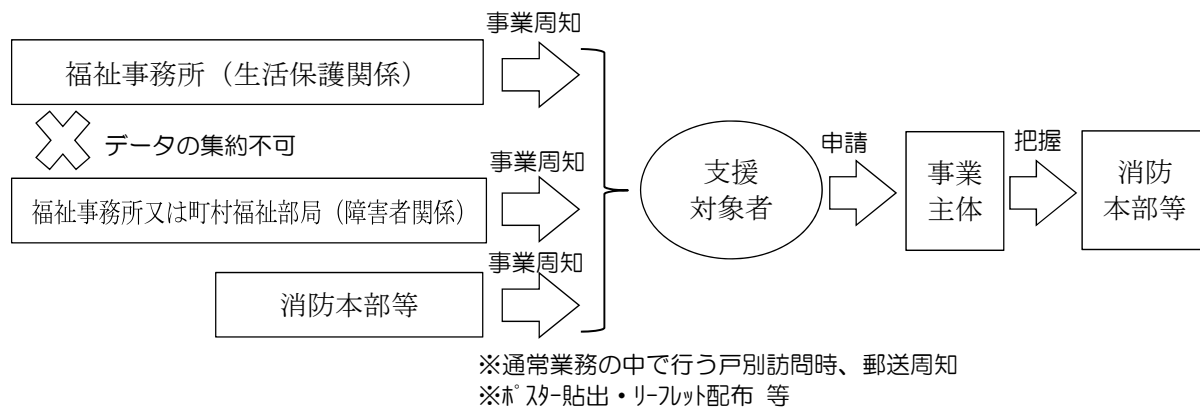
福祉部局等は、広報や戸別訪問、関係書類の郵送等により、支援対象者に対する事業周知を行う。

なお、消防本部等は、福祉部局等が行う広報、戸別訪問、直接郵送等の業務に協力することとする。



(3) Cタイプ

福祉部局等、消防本部等のそれぞれより、ポスター貼出・リーフレット配布等の広報や、通常業務と併せ実施する戸別訪問や関係書類の郵送等により、支援対象者に対する事業周知を行う。



3 調査に際しての留意事項

支援対象者を把握する手法については、地域によって千差万別なため、それぞれ効率の良い手法を取りながら事業を円滑に進められるよう配慮してください。

4 調査・回答要領

(1) 消防本部等

都道府県消防防災主管部が指定する期日までに、別添1【消防本部等回答様式】に必要事項を入力の上、電子ファイルを都道府県消防防災主管部に回答し

てください。

(2) 都道府県

平成 23 年 11 月 10 日（木）までに、別添 2【都道府県集計表】に各消防本部等から報告された内容を入力の上、電子ファイルを消防庁予防課（担当：石倉（t2.ishikura@soumu.go.jp））までに送付してください。その際、各消防本部等から報告された、別添 1【消防本部等回答様式】についても併せて送付してください。

5 今後の予定等

平成 23 年 9 月 29 日（木）	事業者の公募開始
平成 23 年 11 月 10 日（木）	本調査報告期限日
平成 23 年 11 月 24 日（木）	事業者採択審査
平成 23 年 11 月 25 日（金）	事業者採択決定
平成 23 年 11 月下旬頃	事業者の決定
平成 23 年 12 月上旬～	地域実施計画（仮称）の作成
平成 24 年 1 月上旬～	配付事業の開始

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る調査回答様式

消防本部名	
所在地	〒
所属	
担当者	
電話番号	
E-mail	

1 支援対象者を把握するための状況について

(1) 該当するタイプの番号を記入してください。

- ① すべての支援対象者の情報をAタイプで把握することが可能
- ② すべての支援対象者の情報をBタイプで把握することが可能
- ③ すべての支援対象者の情報をCタイプでしか把握できない
- ④ AタイプとBタイプの混合
- ⑤ AタイプとCタイプの混合
- ⑥ BタイプとCタイプの混合
- ⑦ その他

番号	
----	--

(2) (1)で④から⑦の番号を回答した場合は、詳細を記入してください。

【記入例1：⑤の回答の場合】

「障害程度1級から3級の情報」はAタイプで把握が可能だが、「障害程度4級から6級の情報」は、Cタイプでしか把握ができない。

【記入例2：⑦の回答の場合】

組合消防本部のため、「障害程度1級から3級の情報」について、□□市はAタイプで把握が可能だが、△△町はBタイプでしか把握ができない。□□市、△△町とも「障害程度4級から6級の情報」は、Cタイプでしか把握ができない。

詳細	
----	--

2 支援対象者の数について

(1) 福祉部局と具体的な調整行ったことで、支援対象者の数を把握できたかどうかを記入してください。

① 把握できた。

② 現時点では把握できていないが、ある程度の期間があれば把握ができる予定。

③ 把握できないので、広く周知することが必要。

番号	
----	--

(2) (1)で①の番号を回答した場合は、人数を記入してください。

(概数の場合は約〇〇人と記入してください)

人数	人
----	---

3 福祉部局の連絡先について

今後、事業主体が決定した後に連絡を取る場合があるため、福祉部局の連絡先、担当者名等を記入してください。消防組合等で複数の市町村がある場合は入力する枠を増やす等して全ての部署を記入してください。

(1) 生活保護関係部署

市町村名	
所在地	〒
所属	
担当者	
電話番号	
E-mail	

(2) 障害者関係部署

市町村名	
所在地	〒
所属	
担当者	
電話番号	
E-mail	

4 その他

本事業に関し、疑義等があれば記入してください。(自由記述)



調査項目は以上です。ありがとうございました。

別添2【都道府県回答様式】

※組合消防本部等で、市町村によって福祉部局の連携先が異なる(複数ある)場合は行を追加して入力してください。

構成市町村名	消防本部名(単独消防本部は市町村名)	所属	担当者	電話番号	E-mail	1		2		3 福祉部局連絡先(生活保護関係部署)					3 福祉部局連絡先(障害者関係部署)					4	
						(1)	(2)	(1)	(2)	市町村名	〒	所在地	所属	担当者	電話番号	E-mail	市町村名	〒	所在地	所属	担当者
北海道																					
札幌市	札幌市																				
函館市	函館市																				
小樽市	小樽市																				
旭川市	旭川市																				
室蘭市	室蘭市																				
釧路市・白糠町	釧路市消防本部																				
帯広市	帯広市																				
北見市・訓子府町・置戸町	北見地区消防組合消防本部																				
夕張市	夕張市																				
岩見沢市・月形町	岩見沢地区消防事務組合消防本部																				
網走市・大空町	網走地区消防組合消防本部																				
留萌市・小平町	留萌消防組合消防本部																				
苫小牧市	苫小牧市																				
稚内市・豊富町・猿払村	稚内地区消防事務組合消防本部																				
美瑛市	美瑛市																				
伊達市	伊達市																				
江別市	江別市																				
赤平市	赤平市																				
紋別市・滝上町・興部町・雄武町・西興部村	紋別地区消防組合消防本部																				
士別市・和寒町・剣淵町	士別地方消防事務組合消防本部																				
名寄市・下川町・奥深町・中川町・音威子府村	上川北部消防事務組合消防本部																				
三愛市	三愛市																				
根室市	根室市																				
千歳市	千歳市																				
滝川市・新十津川町・雨竜町	滝川地区広域消防事務組合消防本部																				
砂川市・奈井江町・浦臼町	砂川地区広域消防組合消防本部																				
歌志内市	歌志内市																				
深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町・幌加内町	深川地区消防組合消防本部																				
富良野市・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村	富良野広域連合消防本部																				
登別市	登別市																				
恵庭市	恵庭市																				
伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町	西胆振消防組合消防本部																				
北広島市	北広島市																				
石狩市・当別町・新篠津村	石狩北部地区消防事務組合消防本部																				
北斗市・七飯町・鹿部町	南渡島消防事務組合消防本部																				
松前町・福島町・知内町・木古内町	渡島西部広域事務組合消防本部																				
森町	森町																				
八雲町	八雲町																				
長万部町	長万部町																				
江差町・上ノ国町・厚沢部町・乙部町・追分町・今金町・廿六金町	稚山広域行政消防本部																				
南幌町・黒松町・共和町・宮内町・島牧町・泊村・神楽内村	管内・寿都地方消防組合消防本部																				
蘭越町・二七町町・最上町・五稜町・倶利伽羅町・真狩村・留寿館村	釧路山久消防組合消防本部																				
積丹町・古平町・仁木町・余市町・赤井川村	北後志消防組合消防本部																				
南幌町・由仁町・長沼町・栗山町	南空知消防組合消防本部																				
上砂川町	上砂川町																				
鷹栖町・当麻町・比布町・愛別町・上川町	上川中部消防組合消防本部																				
東神楽町・東川町・美瑛町	大空消防組合消防本部																				
増毛町	増毛町																				
吉野町・羽幌町・遠別町・天塩町・幌延町・初山別村	北留萌消防組合消防本部																				
浜頓別町・中頓別町・枝幸町	南宗谷消防組合消防本部																				
礼文町・利尻町・利尻富士町	利尻礼文消防事務組合消防本部																				
美幌町・津別町	美幌・津別広域事務組合消防本部																				
斜里町・清里町・小清水町	斜里地区消防組合消防本部																				
佐呂間町・遠軽町・湧別町	遠軽地区広域組合消防本部																				
白老町	白老町																				
厚真町・安平町・むかわ町	胆振東部消防組合消防本部																				
日高町・早取町	日高西部消防組合消防本部																				
新十津川町・新ひだか町	日高中部消防組合消防本部																				
浦河町・様似町・孔ノ毛町	日高東部消防組合消防本部																				
音更町・本幌町・上士幌町・鹿追町	北十勝消防事務組合消防本部																				
新十津川町・清水町・芽室町	南十勝消防事務組合消防本部																				
大網町・広尾町・中札内村・更別村	南十勝消防事務組合消防本部																				
幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町	東十勝消防事務組合消防本部																				
本別町・足寄町・陸奥町	池北三町行政事務組合消防本部																				
釧路町・厚岸町・浜中町	釧路東部消防組合消防本部																				
標茶町・弟子屈町・鶴居村	釧路北部消防事務組合消防本部																				
別海町・中標津町・標津町・羅臼町	根室北部消防事務組合消防本部																				
青森県																					
青森市・今別町・外ヶ浜町・蓬田村	青森地域広域消防事務組合消防本部																				
弘前市・平川市(旧設ヶ岡村)・藤崎町・大崎町・西目屋村	弘前地区消防事務組合消防本部																				
八戸市・杜いわせ町・三戸町・五戸町・田子町・清原町・糠上町・新郷村	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部																				
黒石市・田舎館村	黒石地区消防事務組合消防本部																				
五所川原市・鶴田町・中泊町	五所川原地区消防事務組合消防本部																				
十和田市・六戸町	十和田地域広域事務組合消防本部																				
三沢市	三沢市																				
むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村	下北地域広域行政事務組合消防本部																				
つがる市	つがる市																				
平川市(旧設ヶ岡村以外)	平川市																				
平内町・野辺地町・横浜町・六ヶ所村	北部上北広域事務組合消防本部																				
鮎ヶ沢町・深浦町	鮎ヶ沢地区消防事務組合消防本部																				
板柳町	板柳町																				

構成市町村名	消防本部名(単独消防本部は市町村名)	所属	担当者	電話番号	E-mail	1		2		3 福祉部局連絡先(生活保護関係部署)						3 福祉部局連絡先(障害者関係部署)						4
						(1)	(2)	(1)	(2)	市町村名	〒	所在地	所属	担当者	電話番号	E-mail	市町村名	〒	所在地	所属	担当者	
岐阜県																						
岐阜市・瑞穂市	岐阜市消防本部																					
大垣市(旧上石津町以外)・神戸町・輪之内町・安八町・池田町	大垣消防組合消防本部																					
高山市・白川村	高山市消防本部																					
多治見市	多治見市																					
関市・美濃市	中濃消防組合消防本部																					
中津川市	中津川市																					
瑞浪市	瑞浪市																					
羽島市	羽島市																					
恵那市	恵那市																					
美濃加茂市・可児市・坂祝町・湯加野・川辺町・七宗町・八日連町・白川町・御油町・東白川町	可児消防事務組合消防本部																					
土岐市	土岐市																					
各務原市	各務原市																					
山泉市	山泉市																					
飛騨市	飛騨市																					
本巣市・北方町	本巣消防事務組合消防本部																					
郡上市	郡上市																					
下呂市	下呂市																					
海津市	海津市																					
海津町・笠松町	羽島郡広域連合消防本部																					
岐志町・大垣市(旧上石津町)	岐志町消防本部																					
藤井町・関ヶ原町	不破消防組合消防本部																					
揖斐川町・大野町	揖斐郡消防組合消防本部																					
静岡県																						
静岡市	静岡市																					
浜松市	浜松市																					
沼津市	沼津市																					
熱海市	熱海市																					
三島市	三島市																					
富士宮市	富士宮市消防本部																					
伊東市	伊東市																					
島田市・川根本町	島田市消防本部																					
富士市	富士市																					
磐田市	磐田市																					
焼津市	焼津市																					
掛川市	掛川市																					
藤枝市	藤枝市																					
御殿場市・小山町	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部																					
葵井市・森町	葵井市・森町広域行政組合消防本部																					
下田市・河津町・南伊豆町	下田消防本部																					
裾野市	裾野市																					
湖西市	湖西市消防本部																					
伊豆市・伊豆の国市・函南町	田方消防本部																					
御前崎市・牧之原市(旧相良町)	御前崎市消防本部																					
菊川市	菊川市																					
東伊豆町	東伊豆町																					
松崎町・西伊豆町	西伊豆広域消防本部																					
清水町	清水町																					
長泉町	長泉町																					
牧之原市(旧相良町以外)・吉田町	吉田町牧之原市広域施設組合消防本部																					
愛知県																						
名古屋市	名古屋市																					
豊橋市	豊橋市																					
岡崎市	岡崎市																					
一宮市	一宮市																					
瀬戸市	瀬戸市																					
半田市・阿久比町・東浦町・武豊町	知多中部広域事務組合消防本部																					
春日井市	春日井市																					
豊川市	豊川市消防本部																					
津島市	津島市																					
碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市	衣浦東部広域連合消防局																					
豊田市	豊田市																					
西尾市・一色町・吉良町・幡豆町	西尾市																					
滝部市	滝部市																					
犬山市	犬山市																					
常滑市	常滑市																					
江南市	江南市																					
小牧市	小牧市																					
稲沢市	稲沢市																					
新城市・設楽町・東栄町・豊根村	新城市消防本部																					
東海市	東海市																					
大府市	大府市																					
知多市	知多市																					
尾張旭市	尾張旭市																					
岩倉市	岩倉市																					
豊明市	豊明市																					
日進市・みよし市・東郷町	尾三消防組合消防本部																					
田原市	田原市																					
愛西市	愛西市																					
清須市・北名古屋・豊山町	西春日井広域事務組合消防本部																					
弥富市・飛島村	海部南部消防組合消防本部																					
長久手町	長久手町																					
大口町・扶桑町	丹羽広域事務組合消防本部																					
あま市・大治町	海部東部消防組合消防本部																					

